

松阪市 土日完全週休2日制工事（発注者指定型/週単位）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、就業者の高齢化と若年者の入職減少が進む中、将来の担い手の確保が重要な課題となっており、建設現場の就労環境の改善による担い手の確保が期待されている。

就労環境改善の取組みとして、土曜日及び日曜日等を工事現場の閉所日とする取組みを試行的に行う。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事(以下、「週休2日」という。)とは、工事開始日から工事完成届の提出日までを対象期間^{※1}として、現場閉所^{※2}を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。ただし、特記仕様書に別途定めがある場合は、土曜日と日曜日に代える特定の日（以下、「指定閉所日」という。）を現場閉所日とし、以下、「土曜日・日曜日」（「土日」も含む。）を「指定閉所日」と読み替える。また、1週間の範囲指定（水曜日から翌火曜日など）や「同一週内」の範囲について発注者と協議の上決定し、以下、適宜読み替えるものとする。

2 この要領において、週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日以上であることをいう。（別紙2）

3 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%であることをいう。以下、同じ。）以上であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（別紙3の①）

4 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く。

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場制作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、週単位の週休2日の場合においては、次の期間も対象期間から除く。

- ・対象となる週が1週間（月曜日から日曜日）に満たない週（別紙2の①）
- ・発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る。）を行った週（別紙2の②）

また、月単位の週休2日の場合においては、次の期間も対象期間から除く。

- ・暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月（別紙3の②）
- ・発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る。）を行った日（別紙3の③）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、同一現場で分離発注工事がある場合は、各発注工事単位で現場閉所の判断を行うものとする。

(対象工事)

第3条 対象工事は、すべての工事を対象とする。ただし、以下の工事については対象外とする。

- ① 契約工期が70日未満の工事（繰越手続き完了後に工期延長が可能であることを特記仕様書に明記している場合は、延長を前提とした工期を契約工期とする。）
- ② 現場閉所が困難な工事
- ③ 発注者が対象工事に適さないと判断する工事

(入札公告等への明示)

第4条 発注者は、入札公告において、土日完全週休2日制工事（発注者指定型）である旨を明示する。また、必要な事項については、特記仕様書に定める。

(受注者の取組内容)

第5条 受注者は、対象期間中の月毎、及び対象期間終了後に現場閉所の状況を監督員に報告すること。

- 2 受注者は、下請業者に対し、週休2日の取組にあたり必要な事項について協力を依頼すること。

(経費の計上)

第6条 週休2日に関する経費は、当初積算時に、月単位の週休2日を前提とした補正係数(別紙1の(1) ②、(2)、(3))を乗じた労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を計上するものとする。

- 2 工事の精算にあたり、週単位の週休2日を達成した場合は、補正係数(別紙1の(1) ①、(2)、(3))に増額変更するものとする。

また、週単位の週休2日及び月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

- 3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天(降雨・降雪等)により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示によるものを除く。）のため現場閉所日を平日に振り替える場合は、原則、前後2週間以内の平日へ振り替えるものとし、現場閉所日数の算定においては、実際に閉所した週、又は月において算定すること。(別紙2の③、別紙3の④)

(現場閉所に係る調査)

第7条 週休2日の現場閉所について疑義がある場合は、発注者は受注者に対し出勤簿

等の提出を求めるなど、現場閉所に係る調査をすることがある。

(工事成績評価における評価)

第8条 対象期間内におけるすべての土曜日・日曜日を現場閉所することができた場合、工事竣工検査評価書(2. 施工計画及び工程管理)において加点評価する。ただし、対象期間が28日未満のものは除く。

なお、発注者の指示による土日作業(同一週内での指示によるものを除く。)のため現場閉所日を平日に振り替える場合、工事成績評価の加点対象となるのは、原則、前後各2週間以内の日への振り替えの場合とする。(別紙2の③、別紙3の④)

発注者は、受注者が週休2日を達成できなかった場合において、原則、文書による是正指示や当該工事に係る検査評価の減点対象としないものとする。

(対象外工事への適用)

第9条 第3条第2号又は第3号に該当する工事についても、発注図面等に特記がある場合は、受注者の申し出に基づき週休2日の対象工事とすることができるものとする。この場合、第1条、第2条、第5条、第6条第3項、第7条、第8条、第10条を適用する。なお、工事の精算については、週休2日の達成状況に応じて、別紙1に記載の補正係数を適用して増額変更を行うものとする。

(その他)

第10条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※3が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年(2024年)4月1日から適用されており、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

積算方法等の運用(公共建築工事積算基準適用の場合)

「試行要領」により工事費の積算に用いる単価の補正方法等は、以下による。

(1)複合単価

複合単価の労務単価は、以下の補正係数を乗じて補正する。

【週単位の週休2日】

- ① 労務費 :1.02
現場管理費:1.01

【月単位の週休2日(4週8休以上)】

- ② 労務費 :1.02

【通期の週休2日(4週8休以上)】

補正なし

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2)市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、(1)の補正係数から算出した以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合(基準単価の算定)】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合(基準補正単価の算定)】

市場単価及び補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」及び「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場

【建築工事編】

単価改修補正率」によらず、(1)の補正係数を用いて算出した以下の表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いた上記の式により基準単価(または補正市場単価)を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-2建築工事の補正率

工 種	摘 要 ※	月単位の週休2日 及び 週単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価	1.01	1.01
土工事	市場、物価共通	1.01	1.01
地業工事	物価	1.01	1.01
鉄筋工事	市場、物価共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場、物価共通	1.01	1.01
型枠工事	市場、物価共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価	1.02	1.02
既製コンクリート	物価	1.01	1.01
防水工事	市場	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場	1.01	1.14
防水工事	物価	1.01	1.01
石工事	物価	1.01	1.01
タイル工事	物価	1.01	1.01
木工事	物価	1.01	1.01
屋根及びとい	物価	1.01	1.01
金属工事	市場	1.01	1.09
金属工事	物価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場	1.01	1.16
左官工事	物価	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場	1.02	1.16
建具	物価	1.01	1.01
塗装工事	市場	1.01	1.15
塗装工事	物価	1.01	1.01
内外装工事	市場	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場	1.01	1.08
内外装工事	物価	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価	1.01	1.01
仕上げユニット	物価	1.01	1.01
排水工事	物価	1.01	1.01
舗装工事	物価	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価	1.01	1.01

※「市場」:市場単価及び補正市場単価、「物価」:物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日 及び 週単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05
(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15	
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日 及び 週単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファン類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダクト等々の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

(3)単位施工単価

ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務単価に要領の補正係数を乗じて補正して算定する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\begin{array}{l} \text{週休2日補正後の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、要領の} \\ \text{補正係数を乗じた労務単価を} \\ \text{用い算定したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のベース単価} \end{array}}$$

【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

$$\begin{array}{l} \text{週休2日補正後の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、要領の} \\ \text{補正係数を乗じた労務単価を} \\ \text{用い算定したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{地区を包括する代表都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{地区を包括する代表都市のベース単価} \end{array}}$$

【別紙2 週単位の週休2日の考え方】

週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日以上であることをいう。

週単位の週休2日の達成状況については、以下のとおり判断し、対象期間すべての週毎の達成状況を確認したうえ、その達成状況に応じて、経費補正を行う。

① 準備期間や片付期間が含まれる場合

月	火	水	木	金	土	日	
準備期間 (対象外)		対象期間 →				現場閉所	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

■工事成績評定の加点：達成（土・日曜日の現場閉所）

月	火	水	木	金	土	日
			対象期間 ←	片付期間 (対象外)		

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

■工事成績評定の加点：対象外（対象期間に土・日曜日を含まない）

② 同一週内での指示による土日作業（緊急対応等）を行った場合

月	火	水	木	金	土	日
指示日					緊急対応	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（緊急対応のため）※1

■工事成績評定の加点：達成（緊急対応により土曜日が対象外）※2

※1 週単位において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は、対象期間から除く。

※2 工事成績評定において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

- ③ 1週間以上前に判明した土日作業（現場見学会等）を前後2週間以内の平日に振替えた場合

月	火	水	木	金	土	日	
	指示日		現場閉所			現場閉所	第A週
						現場閉所	第B週

振替え

第A週

- 週単位の達成状況：達成（1週間で2日の現場閉所）
- 工事成績評定の加点：未達成（土曜日に現場作業）

第B週

- 週単位の達成状況：未達成（1週間で1日の現場閉所）※3
- 工事成績評定の加点：達成（振替えによる土・日曜日の現場閉所）

- ※3 発注者の指示による土日作業は原則、現場閉所日を前後2週間以内の平日に振替えるものとするが、週をまたぐ振替えについては、振替えた先の週における現場閉所日として扱うものとする。

【別紙3 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。
 なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月（パターンA）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日 (土日日数)}}{30 \text{ 日 (対象日数)}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
 の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月（パターンB）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日 (土日日数)}}{9 \text{ 日 (対象日数)}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
 の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。
 （C月）

C月（パターンC）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ C月4日で対象期間が終わる場合
- ・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

- ③ 同一週での指示による土日作業は対象期間から除く。

D月 (パターンD)						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 指示日	17	18	19	20 緊急対応	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ D月16日の指示でD月20日に緊急対応を行った場合



緊急対応の作業日を除いた土日日数の現場閉所を行っていただければ、4週8休以上の達成とみなす

土日日数8日 ⇒ 土日日数7日
緊急対応除く

- ※ 月単位及び工事成績評価において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

- ④ 土曜日・日曜日をやむを得ず振替える場合（E月、F月）

【同じ月への振り替え】							【他の月への振り替え】						
E月							F月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5 指示日	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30						29	30					

- ・ E月の現場閉所日としてみなす

- ・ F月の現場閉所日としてみなす
(E月の現場閉所日としない)

※E月の4週8休以上の率算出時に注意

【工事成績評価の加点】

振替え対象となる土曜日・日曜日から、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。